新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ
 介護保険の第一号保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第一号被保険者や、主たる生計維持者の事業等に係る収入が前年より 30%以上減少する見込みの第一号被保険者は、申請して認められれば、介護保険料の減免が受けることができます。

※国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人は、保険税(料)について同様の減免を受けられる場合があります。各保険税(料)について、市国保医療課にお問い合わせの上、手続きしてください。

対象となる方

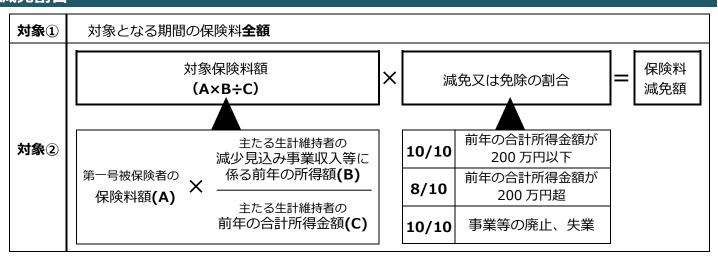
新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の主たる生計維持者が死亡または **重篤な傷病**^{※1}を負った第一号被保険者 対象① ※1 一ヶ月以上の治療を要すると認められた人など 新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入等*2の いずれかの減少が見込まれ、次の(1)及び(2)に該当する第一号被保険者 (1) 事業収入等のいずれかの減少見込額^{※3}が、前年に比べて 30%以上減少^{※4} (2) 減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の 前年の所得の合計額が 400 万円以下 対象(2) ※2 対象となる収入は、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(以下、事業収入等) ※3 減少見込み額は、保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除します。 ただし、国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)は 事業収入等の計算に含めません。 ※4 申請時までの今年の当該事業収入額の平均月額を 12 倍した額を今年の収入見込み額とし、 昨年の収入額と比較し、判断します。

対象となる期間の保険料

	平成 31 年度	令和 2 年度
特別徴収(年金天引き)の天引き月	令和 2 年 2 月	令和 2 年 4、6、8、10、12 月、令和 3 年 2 月
普通徴収(納付書/口座振替)の納期	第 8、9 期、 随時期	第 1~9 期

- ※納期限等が令和2年2月1日~令和3年3月31日の間に設定された平成31年度分及び令和2年度分の保険料
- ※上記期間分であれば、申請時点で納期限が過ぎている介護保険料についても、遡って適用を受けることができます。

減免割合



以下の書類をご提出ください。

全員必須	1 1		介護保険料減免申請書(別紙1)	所定の様式あり ※市ホームページからダウンロードできます ※被保険者 1 人につき 1 枚
	2		本人確認書類	申請者(被保険者本人)の介護保険被保険者証 または運転免許証、マイナンバーカードなど ※郵送で申請する場合は写しを提出してください
対象①の場合	該当	3	死亡の場合	死亡診断書、医師の診断書などの写し (新型コロナウイルス感染症によることがわかること)
	該当のもの	4	重篤な傷病を負った場合	医師の診断書、保健所等から交付される措置入院の勧告書などの写し (新型コロナウイルス感染症によることがわかること)
対象②の場合	į	5	令和2年事業収入等(見込み)申告書	所定の様式あり ※下記 6、7 の書類をもとに必要事項を記入して ください ※市ホームページからダウンロードできます
	平成 31 年(令和元年)分の収入実績が わかる書類の写し			主たる生計維持者の確定申告書類等を提出して ください ・確定申告書の写し または ・源泉徴収票の写し(給与所得者の場合)
	7		令和2年の収入見込みがわかる書類の 写し	売上台帳等の写し、主たる生計維持者の給与支給 明細書の写しなど令和2年の収入状況が確認でき る書類
	該当(8	※事業等の廃止または失業の場合	事業廃止届、退職証明書、解雇通知、離職票など 事実が確認できる書類の写し
	のもの	9	※保険金、損害賠償等により補填される べき金額がある場合	帳簿や保険の契約書などの写し

問合せ・申請先

宗像市 健康福祉部 介護保険課 介護保険係 〒811-3492 福岡県宗像市東郷 1-1-1

(宗像市役所北館 1 階 17 番窓口) 2 0940-36-4877